

特定非営利活動法人日本皮膚外科学会 細則

第1章 総則

(定款との関係)

第1条 特定非営利活動法人日本皮膚外科学会の定款に定められたことのほかは、この細則によっておこなう。

第2章 役員

(役員の設定)

第2条 役員の設定は、原則として以下に定めるとおりとする (監事はこの限りではない)。

- (1)理事長 65歳
- (2)副理事長 65歳
- (3)理事 65歳

2 前項の年齢は、その役位に在任できる上限を示したものであり、当然にその年齢まで留任するものではない。

第3章 評議員

(評議員の選出)

第3条 評議員にならんとする者の推薦については、評議員1名以上が通常総会2ヶ月前までに学会事務局へ推薦状を提出する。

2 評議員にならんとする者は、この法人の会員歴が3年以上であり、かつ会費を完納していること。

(評議員の資格)

第4条 評議員会を正当な理由なく2回連続欠席した場合にはその資格を失う。

(評議員の定年)

第5条 評議員の定年は65歳までとする。

2 前項の年齢は、その役位に在任できる上限を示したものであり、当然にその年齢まで留任するものではない。

(評議員の職務)

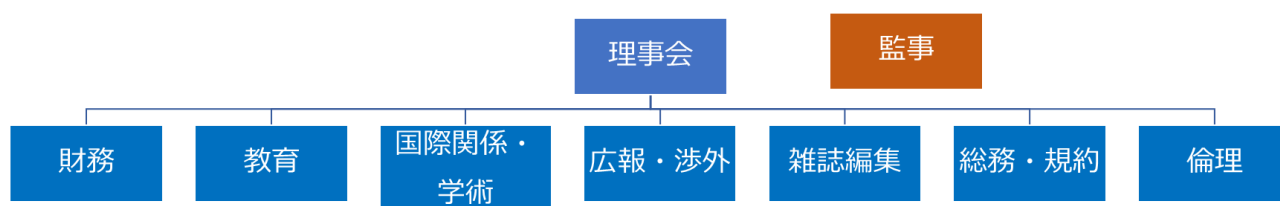
第6条 評議員は各種委員会に所属する資格を有し、委員として理事会から任命された場合はその活動に携わる。

第4章 委員会

(各委員会の業務内容)

第7条 各委員会の主な業務は下記の通りとする。

- (1)教育委員会 会員の知識・技能向上のための教育研修企画を立案、開催する。
- (2)国際関係・学術委員会 国内での臨床研究を含む学術的な発展・推進とともに国際交流の推進を行う。
- (3)広報・渉外委員会 協賛企業への協力依頼を含め本学会が関与する業務に関して広報活動を行う。次々期学術集会会長候補者の推薦を行う。
- (4)雑誌編集委員会 会誌の編集発行などに関する業務を行う。
- (5)財務委員会 適正な予算を計上し、予算に基づく財務を執行する。
- (6)総務・規約委員会 他の委員会と連携して総務関連全般を行う。役員や名誉会員の選出に関して適切に執行するとともに、定款の策定や検討を行う。
- (7)倫理委員会 この法人に関する医の倫理及び規範に関すること、教育、研究及び医療行為とそれらに係わる活動により生じた倫理上の問題について審議を行う。



第5章 旅費交通費、宿泊費

(旅費交通費、宿泊費基準)

第8条 理事会及び委員会の会議（以下「会議」という。）、もしくは会長の指示により学会公務のために出張する場合の旅費交通費、宿泊費について定める。

2 旅費交通費は、原則として、住所地または勤務地のうち会議開催地等目的地（以下「目的地という。」）に近い方を出発地とし、次の各号により支給する。

(1)出発地の最寄り駅から目的地の最寄り駅までの片道金額が 2,000 円以上となる場合、2,000 円を超える金額相当額を支給する。

(2)前号に該当する会議出席者の請求に基づき、鉄道または航空機利用の運賃の実費（実

際にかかった額)を支給する(領収書による立替清算)。ただし、以下に定める条件を付すものとする。

- (3)出発地に直近の主要駅(特急列車停車駅。以下同じ。)から目的地に直近の主要駅までの距離が、片道100キロメートルを超える場合は、特急料金および指定席料金を支給する。ただし、グリーン料金、寝台料金は支給しない。
- (4)出発地に直近の空港から目的地に直近の空港までの距離が片道1,000キロメートルを超える場合、または、出発地の最寄り駅から目的地の最寄り駅までの鉄道等による移動時間が片道4時間を超えるため途中航空機利用を希望する場合は、航空運賃を支給する。ただし、特にやむを得ない場合を除き普通運賃とし、スーパーシート等の利用料は支給しない。なお、上記条件を満たさない場合(両直近空港間距離が1,000km以内、または、両最寄り駅間が片道4時間以内)であって、鉄道運賃よりも安価な航空運賃を利用した場合は、航空運賃を支給する。
- (5)会議が一両日以内に同一地域で開催される場合は、支給は1回限りとする。
- (6)本学会年次学術集会在開催される際に開かれる会議においては、旅費を支給しない。

(バック料金の取り扱い)

第9条 交通費と宿泊費が一体となったチケットを利用する場合は、個別に購入した場合の交通費に比べてその料金が安価になるときに限り、実費を支給する

(旅費明細及び請求書並びに領収書)

第10条 この規程に基づき旅費の支給を受けるためには、会議出席者は、学会事務局に対し、該当する費用の領収書原本を添えて「旅費明細及び請求書」(別記様式)を提出しなければならない。

- 2 前項の領収書は宛名を「日本皮膚外科学会」とするものとする。
- 3 所属施設等より旅費が支給される場合は、この法人からの支給はしない。

第6章 事務局

(事務局の業務)

第11条 事務局の業務を次の各号の通り定める。

- (1)会員管理
- (2)ホームページ管理
- (3)会誌発行
- (4)電話対応
- (5)会員への各種案内業務
- (6)各種会議の準備運営
- (7)各種委員会の情報集約・運営支援
- (8)NPO法人の管理

附則

1.この細則は、令和6年10月22日より施行する。